

平成 17 年 15

国立大学法人東京学芸大学事務組織再編等に伴う関係規程等の整備等に関する
規程等の一部を改正する規程等

改正理由

事務組織再編に伴い、所要の改正を行う。

国立大学法人東京学芸大学事務組織再編等に伴う関係規程の整備等に関する規程を次のように制定する。

平成17年 3月31日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成17年規程第15号

国立大学法人東京学芸大学事務組織再編等に伴う関係規程の整備等に関する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (3) 東京学芸大学公開講座規程（平成15年規程第5号）
- (4) 東京学芸大学動物実験委員会規程（平成5年規程第6号）
- (5) 東京学芸大学地域連携推進委員会規程（平成16年規程第8号）
- (6) 学芸大学・F C 東京・小金井市運営協議会規程（平成16年規程第23号）
- (7) 東京学芸大学教育実践研究推進機構規程（平成16年規程第21号）
- (8) 東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）
- (10) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (13) 東京学芸大学国際交流推進委員会規程（平成16年規程第7号）
- (14) 東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）
- (15) 東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）
- (16) 東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程（平成14年規程第11号）
- (17) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）
- (18) 東京学芸大学国際交流会館規程（平成6年規程第10号）
- (19) 東京学芸大学国際交流会館運営委員会規程（平成6年規程第11号）

国立大学法人東京学芸大学事務組織再編等に伴う関係要項の整備等に関する要項を次のように制定する。

平成17年3月31日

東京学芸大学長
鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学事務組織再編等に伴う関係要項の整備等に関する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学研究活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）
- (2) 東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）
- (3) 東京学芸大学国際交流活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）
- (4) 東京学芸大学の運営に関する点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）
- (5) 指定教員養成機関指導委員会要項（平成7年3月3日制定）

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成17年3月31日

東京学芸大学長
鷲山恭彦

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部を改正する要領

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領（平成14年5月9日制定）の一部を改正する要領について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="192 379 282 411">(庶務)</p> <p data-bbox="159 416 1059 448">第27条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。</p> <p data-bbox="159 453 1077 592">2 第11条第1項第1号の推進委員会の庶務は、学務部学務課，同項第2号及び第3号の推進委員会の庶務は、総務部企画課，同項第4号の推進委員会の庶務は、学務部国際課，及び同項第5号の推進委員会の庶務は、総務部総務課においてそれぞれ処理する。</p> <p data-bbox="241 635 331 667">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 743 318 775"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 780 723 812"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 379 1254 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1131 416 2031 448">第27条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。</p> <p data-bbox="1131 453 2049 592">2 第11条第1項第1号及び第2号の推進委員会の庶務は、学務部学務課，同項第3号の推進委員会の庶務は、総務部社会連携課，同項第4号の推進委員会の庶務は、総務部国際交流課，及び同項第5号の推進委員会の庶務は、総務部企画課においてそれぞれ処理する。</p> <p data-bbox="1218 635 1308 667">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
別表（第5条第1項関係）		別表（第5条第1項関係）	
部 局 等	保 護 担 当 者	部 局 等	保 護 担 当 者
事務局	各課長	事務局	各課長，室長
総合教育科学系	学系支援課長	総合教育科学系	学系支援課長
人文社会科学系	学系支援課長	人文社会科学系	学系支援課長
自然科学系	学系支援課長	自然科学系	学系支援課長
芸術・スポーツ科学系	学系支援課長	芸術・スポーツ科学系	学系支援課長
大学院連合学校教育学研究科	大学院課長	大学院連合学校教育学研究科	大学院課長
附属図書館	情報管理課長，情報サービス課長	附属図書館	情報管理課長，情報サービス課長
環境教育施設実践施設	学系支援課長	環境教育施設実践施設	学系支援課長
教育実践研究支援センター	学系支援課長	教育実践研究支援センター	学系支援課長
留学生センター	国際課長	留学生センター	留学生課長
国際教育センター	国際課長	国際教育センター	国際交流課長
教員養成カリキュラム開発研究センター	学系支援課長	教員養成カリキュラム開発研究センター	学系支援課長
保健管理センター	学生サービス課長	保健管理センター	学生サービス課長
情報処理センター	情報管理課長	情報処理センター	学系支援課長
放射性同位元素総合実験施設	学系支援課長	放射性同位元素総合実験施設	学系支援課長
有害廃棄物処理施設	施設企画課長	有害廃棄物処理施設	施設企画課長
現職教員研修支援センター	大学院課長	現職教員研修支援センター	大学院課長
〔省略〕		〔省略〕	
<p>附 則</p> <p><u>この規程は，平成17年4月1日から施行する。</u></p>			

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="192 379 282 411">（事務）</p> <p data-bbox="159 416 1077 480">第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 523 331 555">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 635 318 667"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 671 725 703"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1169 379 1258 411">（事務）</p> <p data-bbox="1135 416 2054 480">第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1218 523 1308 555">〔省略〕</p>

東京学芸大学動物実験委員会規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="192 379 282 411">(庶務)</p> <p data-bbox="159 416 1043 448">第7条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 636 723 668"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 304 1312 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1173 379 1263 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1140 416 2024 448">第7条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1223 488 1312 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学地域連携推進委員会規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編及び副学長の職務分担の変更に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（<u>教育等担当</u>）</p> <p>(2)～(4) 〔省略〕</p> <p>(5) <u>研究協力主幹</u></p> <p>(6)～(8) 〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（<u>総務等担当</u>）</p> <p>(2)～(4) 〔省略〕</p> <p>(5) <u>社会連携課長</u></p> <p>(6)～(8) 〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

学芸大学・F C東京・小金井市運営協議会規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編及び副学長の職務分担の変更に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長(教育等担当)</p> <p>(2)～(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 運営協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長(総務等担当)</p> <p>(2)～(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 運営協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部社会連携課が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教育実践研究推進機構規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="192 379 282 411">(庶務)</p> <p data-bbox="159 416 992 448">第6条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="185 636 723 668"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 304 1312 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1173 379 1263 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1140 416 2018 448">第6条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1223 488 1312 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="159 376 1043 408">第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 448 331 480">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 560 318 592"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="185 595 723 627"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 304 1312 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1137 376 2067 408">第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1223 448 1312 480">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第17条 審査委員会に委員長を置き、副学長(総務等担当)をもって充てる。</p> <p>2 審査委員会に副委員長を置き、第15条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第23条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第15条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長(総務等担当)</p> <p>(2) 副学長(研究等担当)</p> <p>(3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長(第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関する部局の長)</p> <p>(4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第17条 審査委員会に委員長を置き、副学長(総務等担当)をもって充てる。</p> <p>2 審査委員会に副委員長を置き、第15条第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第23条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て総務部社会連携課が行う。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="190 379 280 411">(庶務)</p> <p data-bbox="159 416 1088 480">第11条 安全委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 523 331 555">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 635 320 667"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 671 723 703"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1220 304 1310 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1169 379 1258 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1137 416 2067 480">第11条 安全委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1220 523 1310 555">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="192 379 282 411">（事務）</p> <p data-bbox="159 416 808 448">第29条 共同研究の受入事務は、総務部<u>企画課</u>が行う。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="185 636 723 668"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 304 1312 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1169 379 1258 411">（事務）</p> <p data-bbox="1135 416 1843 448">第29条 共同研究の受入事務は、総務部<u>社会連携課</u>が行う。</p> <p data-bbox="1223 488 1312 520">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="192 379 282 411">（事務）</p> <p data-bbox="159 416 808 448">第19条 受託研究の受入事務は、総務部<u>企画課</u>が行う。</p> <p data-bbox="232 523 318 555"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="185 560 723 592"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 304 1312 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1169 379 1258 411">（事務）</p> <p data-bbox="1135 416 1843 448">第19条 受託研究の受入事務は、総務部<u>社会連携課</u>が行う。</p>

東京学芸大学国際交流推進委員会規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長(総務等担当)</p> <p>(2) 留学生センター長</p> <p>(3) 各学系の教授会から選出された教員 各2名</p> <p>(4) 留学生センターから推薦された教員 1名</p> <p>(5) <u>国際課長</u></p> <p>(6) <u>国際企画主幹</u></p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長(総務等担当)</p> <p>(2) 留学生センター長</p> <p>(3) 各学系の教授会から選出された教員 各2名</p> <p>(4) 留学生センターから推薦された教員 1名</p> <p>(5) <u>国際交流課長</u></p> <p>(6) <u>留学生課長</u></p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>総務部国際交流課及び学務部留学生課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 379 277 411">(事務)</p> <p data-bbox="156 416 810 448">第19条 センターの事務は、<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="183 636 725 668"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 379 1254 411">(事務)</p> <p data-bbox="1133 416 1841 448">第19条 センターの事務は、<u>総務部国際交流課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1218 488 1308 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 331 331 363">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 405 407 437">（海外派遣留学生）</p> <p data-bbox="156 443 1079 510">第13条の2 学則第42条により海外派遣留学生の推薦を受けようとする者は、<u>所定の願書を国際課に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="241 552 331 584">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 660 318 692"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="183 699 721 730"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 331 1308 363">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 405 1384 437">（海外派遣留学生）</p> <p data-bbox="1133 443 2056 510">第13条の2 学則第42条により海外派遣留学生の推薦を受けようとする者は、<u>所定の願書を留学生課に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1218 552 1308 584">〔省略〕</p>

東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 295 331 323">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 368 277 397">（庶務）</p> <p data-bbox="159 403 1086 467">第13条 委員会及び部会の庶務は、関係部課の協力を得て<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 512 331 541">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 624 318 652"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="183 659 721 687"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 295 1308 323">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 368 1254 397">（庶務）</p> <p data-bbox="1135 403 2063 467">第13条 委員会及び部会の庶務は、関係部課の協力を得て<u>学務部留学生課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1218 512 1308 541">〔省略〕</p>

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 379 277 411">(事務)</p> <p data-bbox="159 416 808 448">第14条 センターの事務は、<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 636 723 668"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 379 1254 411">(事務)</p> <p data-bbox="1135 416 1740 448">第14条 センターの事務は、<u>留学生課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1218 488 1308 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="190 379 280 411">（事務）</p> <p data-bbox="159 416 763 448">第21条 会館の事務は、<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="185 636 723 668"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1220 304 1310 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1169 379 1258 411">（事務）</p> <p data-bbox="1137 416 1688 448">第21条 会館の事務は、<u>留学生課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1220 488 1310 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学国際交流会館運営委員会規程の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 379 277 411">(庶務)</p> <p data-bbox="154 413 761 445">第8条 委員会の庶務は、<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 596 318 628"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 630 723 662"><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 379 1254 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1131 413 1688 445">第8条 委員会の庶務は、<u>留学生課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1218 488 1308 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学研究活動点検評価推進委員会要項の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(10) 〔省略〕 (11) <u>研究協力主幹</u> (12) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(10) 〔省略〕 (11) <u>社会連携課長</u> (12) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編及び副学長の職務分担の変更に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) <u>研究協力主幹</u></p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>(副学長の出席)</p> <p>第7条 副学長 (<u>教育等担当</u>) は、委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>(6) <u>社会連携課長</u></p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>(副学長の出席)</p> <p>第7条 副学長 (<u>総務等担当</u>) は、委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学国際交流活動点検評価推進委員会要項の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 点検評価委員会委員である教育研究評議会の評議員 1名</p> <p>(2) 国際交流推進委員会委員 2名</p> <p>(3) 短期留学プログラム実施委員会委員 1名</p> <p>(4) 留学生センターに所属する教員 1名</p> <p>(5) 国際教育センターに所属する教員 1名</p> <p>(6) <u>国際課長</u></p> <p>(7) <u>国際企画主幹</u></p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>学務部国際課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 点検評価委員会委員である教育研究評議会の評議員 1名</p> <p>(2) 国際交流推進委員会委員 2名</p> <p>(3) 短期留学プログラム実施委員会委員 1名</p> <p>(4) 留学生センターに所属する教員 1名</p> <p>(5) 国際教育センターに所属する教員 1名</p> <p>(6) <u>国際交流課長</u></p> <p>(7) <u>留学生課長</u></p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>総務部国際交流課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学の運営に関する点検評価推進委員会要項の一部改正について

改正理由： 庶務分担の見直しにより所要の改正を行う。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 379 277 411">(庶務)</p> <p data-bbox="159 416 1039 448">第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 636 723 668"><u>この要項は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 379 1254 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1135 416 2016 448">第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1218 488 1308 520">〔省略〕</p>

指定教員養成機関指導委員会要項の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="190 379 280 411">(庶務)</p> <p data-bbox="159 416 808 448">第7条 指導委員会の庶務は、総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="241 488 331 520">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 600 318 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="185 636 723 668"><u>この要項は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1220 304 1310 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1169 379 1258 411">(庶務)</p> <p data-bbox="1137 416 1843 448">第7条 指導委員会の庶務は、総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1220 488 1310 520">〔省略〕</p>

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について

改正理由： 事務組織の再編に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 304 331 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="188 376 277 408">（事務）</p> <p data-bbox="159 411 1088 480">第16 短期留学プログラムの実施に関する事務は、<u>学務部国際課</u>において処理する。</p> <p data-bbox="241 520 331 552">〔省略〕</p> <p data-bbox="232 632 318 663"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 667 723 699"><u>この要領は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 304 1308 336">〔省略〕</p> <p data-bbox="1164 376 1254 408">（事務）</p> <p data-bbox="1135 411 2087 480">第16 短期留学プログラムの実施に関する事務は、<u>学務部留学生課</u>において処理する。</p> <p data-bbox="1218 520 1308 552">〔省略〕</p>